

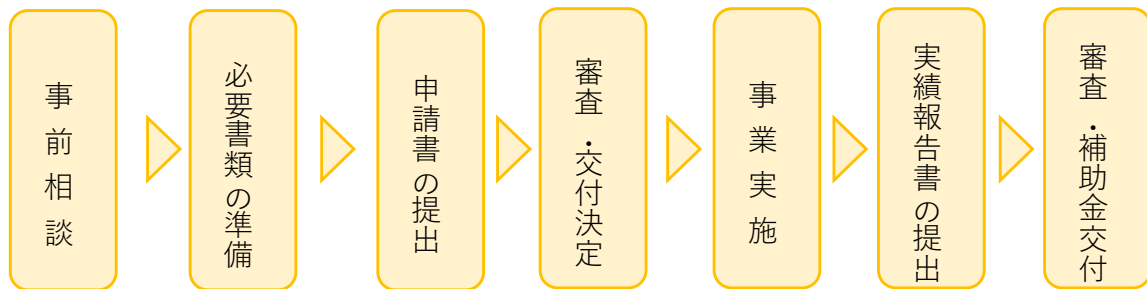
高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金

空き家の表示登記や所有権保存登記に対して、補助金を交付します。予算に限りがありますので、事前にご相談ください。

●要件等

対象事業	・ 空き家の表示登記及び所有権保存登記に係る不動産登記 (相続等による所有権移転の登記は除く。)
対象物件	・ 空き家バンク登録物件 ・ 空き家バンク登録見込み物件
対象者	・ 空き家バンク物件登録者 ・ 空き家バンク登録の決定を受ける見込みがある者
対象経費	・ 法務局へ支払う各種手数料 ・ 司法書士等に支払う登記委託料 ・ 現況測量又は測量図作成に伴う土地家屋調査士等に支払う業務委託料
補助額	・ 対象経費に1/2を乗じた額（上限100,000円）

●事業の流れ



※交付決定後の事業実施が必要です。

※実績報告書は、事業実施期間内（補助金の交付を受けた日の属する年度の末日まで）に提出する必要があります。

申請書類、その他詳細については、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

高鍋町役場 地域政策課 総合政策係

電話 0983-26-2018 メール chiikiseisaku@town.takanabe.lg.jp

HPはこちら

